



# 福岡県三井郡小郡遺跡

発掘調査概報

1967・'68・'70

1971

福岡県教育委員会

# 発刊のこ と ば

小郡遺跡の発掘調査は、1967・68・70年度の3次にわたって実施した。

1967年度の調査については、「福岡県三井郡小郡遺跡」(福岡県文化財調査報告書第39集)としてその概要を報告したが、今回は、この3次にわたる全調査の大要をまとめて報告するものである。

なお、本書の発刊にあたっては、調査を担当され、原稿を執筆された各位、ならびに種々協力いただいた多くの方々に深甚の謝意を表す。とくに、土地所有者の赤坂庄蔵氏ご一家ならびに赤坂みゆき氏ご一家には終始ご援助いただき、また、調査にあたっては、奈良国立文化財研究所から多大のご協力をいただいた。あわせて、厚く御礼を申しあげたい。

## 目 次 例 言

I	発掘調査の経過	1
II	発掘調査のあらまし	1
III	弥生時代の遺構	4
IV	掘立柱建物	5
	I 期	6
	II 期	7
	III 期	8
V	む す び	12

1. 本書は、福岡県教育委員会が、三井郡小郡町所在小郡遺跡で、1967年度に引き続いて、1968・1970年度におこなった発掘調査の概報である。
  2. 小郡遺跡の発掘調査には、これまで福岡県教育委員会からは渡辺正気、松岡史、宮小路賀宏、柳田康雄が従事し、奈良国立文化財研究所からは佐藤興治、小笠原好彦、山沢義貴、工楽善通が参加した。
  3. 本書は概報であるため、各項についての十分な記述をおこなっていないので、遺物等の整理が終った段階で、本報告書にまとめたいと考えている。
- なお、本書の執筆及び編集は工楽善通がおこなった。



第1図 小郡遺跡発掘風景

## I 発掘調査の経過

小郡遺跡は1967年6月農地改良事業中に発見されて以来、その年の夏から秋にかけて福岡県教育委員会が約80日間の緊急調査をおこなった。その結果、弥生時代の前期・中期・後期に属する遺構や、奈良時代の掘立柱建物跡を20棟近くも検出し、各時代の多くの遺物を採集することができた。弥生時代の遺構で顕著なものは、前期の袋状土壇が、80個以上も集中して見つかったことである。また掘立柱建物群は、その多くが8世紀のものと考えられることや、すべてが計画的な設計にもとづいて造営されていることなどの点から、郡衙遺構ではないだろうかと推定してきた。そこで県教委は、現地が開発の途上にあるため、今後の発掘調査の計画をたてるべく、1968年3月に遺跡付近の地形実測調査をおこなった。

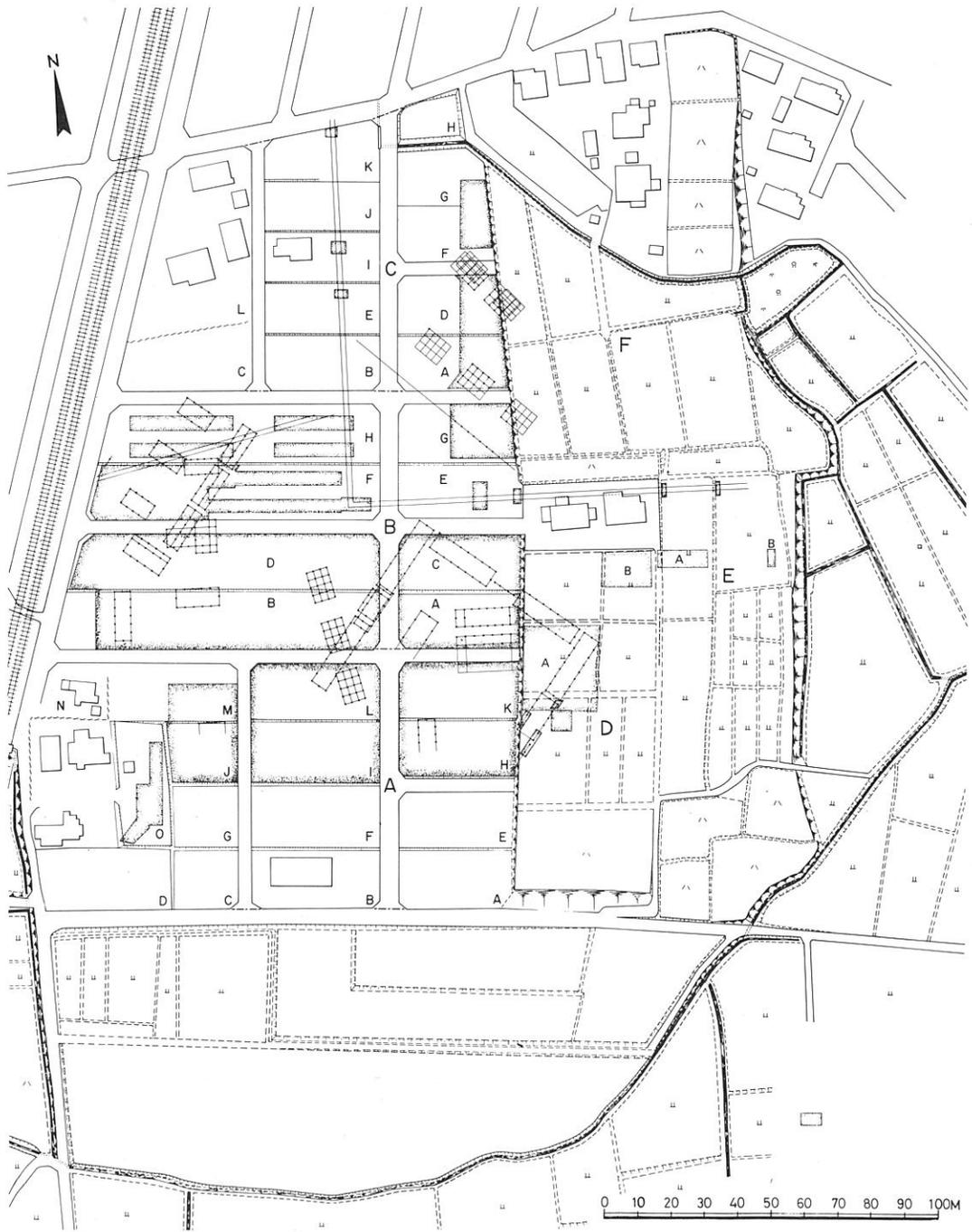
1968年度の発掘調査は、現地の耕作との関係で、4月25日から5月24日までの1ヶ月間と、7月10日から8月12日までの約1ヶ月間の2回に分け、合計64日間の調査をおこない、約43aを発掘した。

1970年度には、これまでの調査地域の東側にあたる赤坂みゆき氏所有の土地で、整地作業がおこなわれ、遺構面が削られたため、遺構の残存状況を調べると共に、既確認建物の性格をさらに明らかにする目的をもって、12月10日から12月27日までの18日間発掘調査を実施した。その面積は約8aである。なお1967年以来これまでにおこなった発掘調査の総面積は約98aである。

以上おこなった発掘調査は、いずれも国庫補助事業によるものであり、土地所有者赤坂庄蔵氏、赤坂みゆき氏、地元小郡町教育委員会を始め、大板井在住有志、地元三井高校、奈良国立文化財研究所ほか多数の協力を得ておこなわれたものである。

## II 発掘調査のあらまし

1967年度の調査では、造成の進行していたA区とB区を中心に発掘をおこなったが、1968年度の春の調査においては、前年の調査地区に隣接するAK地区・BC地区・D区の一部とそれに815溝を追跡する発掘をおこなった。AK地区では、801建物の南半の状況を知ることを目的としたが、造成の際の削平が著しく、柱穴の痕跡すら認めることは出来なかった。ここでは弥生時代中期の土壇3ヶ所を確認した。67年度の発掘調査の結果、801・802両建物の中軸線に対し、803建物を東へ折り返した位置



第2図 小郡遺跡平面図

小郡遺跡の、発掘調査地区の名称は、遺跡のほぼ西半分を占める造成地については、造成の区画にしたがって呼称することとし、全体を大きく3つに分けて南よりA区・B区・C区とし、さらにそのおのおのを造成された各段について南東からA地区・B地区・C地区……と名付けた。また遺跡のほぼ東半分を占める田畑地域については、土地所有の境界にもとづいて、D区・E区・F区・G区と大きく4つにわけた。さらにその中の地区別は、現在その畦畔を改変しつつあるため、今回の調査地区のみを仮にA地区・B地区とした。

本文中では、B区のB地区の場合等の時にはBB地区と書き表わしている。

なお平面図において等高線を省略しているが、これは、造成地および東の田畑地区で、等高線がその境界や畦畔にそっているため、図が極めて複雑になるので、はぶくこととした。なお参考のため最も高い所はC B地区・C C地区・C L地区で標高22m、最も低い所はA区の南に接する部分とG区で標高17mである。

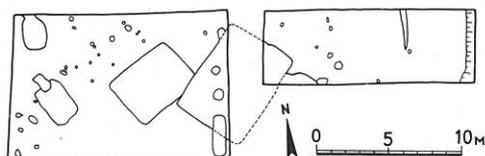
に、それと同規模の南北棟建物を配置していた可能性を考えていたため、D区の一部を発掘した。しかし、そこでは予想した建物は検出出来なかった。むしろII期にぞくする2棟以上の建物が存在することを知り、東部における今後の発掘調査に期待をかけることとなった。また67年度の調査で、鉄鏝を発見したBE地区の東西溝と、BH地区のトレンチ東端で発見した南北溝が、直交する一連の溝であるという予想がついていたため、BF地区の一部を発掘した。その結果、直角に曲る同一の溝(815)であることを確認し得た。そこで、この815溝の延長を知るべく、北へCE・CI・CK地区の一部と、東へBE地区・D区・E区の一部を発掘し、北および東へ少なくとも110m以上続くものであることがわかった。

BC地区では、旧地表面は全く残っていなかったが、BA地区から続く弥生時代後期の溝と、同後期の竪穴住居跡3ヶ、掘立柱建物を検出した。そのほか、AO地区において住宅建設が予定されていたため、その事前調査として発掘したところ、AJ地区に続く弥生時代後期の溝を検出した。

68年度の夏の調査では、BC・BF・BG・CA・CD・CF・CG地区の発掘をおこなった。67年度に約90近い袋状土壌を発見したBB地区の北側にすぐ接するBD地区を全面発掘した。ここでは弥生時代の遺構として、掘り下げはしなかったが、2～3の袋状土壌と中期以後の竪穴住居跡4ヶを確認した。掘立柱建物は、67年度検出の811建物以外3棟である。BF地区の西半では、67年度の調査で斜方向の建物跡数棟の存在が知られたため拡張をおこない、弥生時代中期の甕棺1基と土壌3～4、掘立柱建物9棟、I期にぞくすると考えられる溝1条と近世の東西溝1条を確認した。ここでは旧地表面が残っていたため、遺構の残存状況は良好であった。なお、遺構面の標高は約21.3mである。

春の調査で確認した815溝の内側(東北方向)でしかも、801・802建物の後方に位置するところでは、当然ほぼ真北方向を示すIII期に属する建物の存在が予想されるため、BG・CA・CD・CF・CG地区にわたって発掘した。そこでは、III期に属する建物は1棟も存在せず、II期に属する倉庫群跡と、それを仕切る柵跡を発見した。この付近では表土層が厚く、遺構面の標高がBG地区では約21.5m、CF・CG地区では約20.2～20.5mで、現状ではほぼ平坦に近い地表をなしているが、旧地形は北へ行くに従って低くなる傾向にあり、また発掘区の西から東へかけても、除々に低くなっており、東側の水田に連なっていく地形であることがわかった。このため約1m低い東側の水田にも、倉庫群等の遺構が連続して存在する可能性が強いことがわかった。この倉庫群はゆるい傾斜面に建てられていたらしい。

1970年度の発掘調査は、これまでほとんど手をつけることのなかった東半のD・E・G区でおこなった。DA地区では、まずII期に属する816建物と対になる建物の確認と、その南に続く建物の配置を知る目的で発掘をおこなった。その結果817建物と、808建物の対として819建物の確認と、そのほか2棟以上のII期に属する掘立柱建物を検出した。またこの地



第3図 DB・EA地区遺構平面図



第4図 DB・EA地区全景

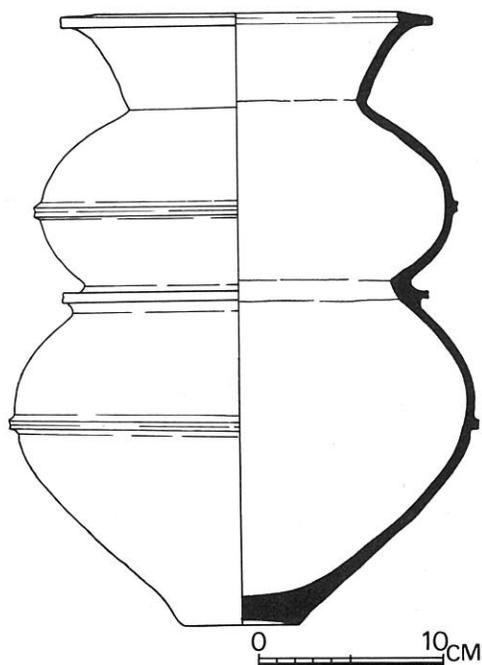
区では、弥生時代の中期以降の竪穴住居跡6ヶの存在を知ったが、掘り下げるにはいたっていない。DB・EA地区では、820柵および、その北方の倉庫群がD・E区にまで至るか否かを確認するため発掘した。しかしいづれの掘立柱建物も検出することは出来なかったが、弥生時代中期の小児用甕棺2基のほか竪穴住居跡3基を確認したが完掘していない(第3図・第4図)。この付近は表土層の厚さ40~50cmで遺構面の標高は21.1mである。そのほか台地の東端付近の状況をも知っておくため、EB地区に小発掘区を設けたが、その付近の性格については不明である。なお今後の保存措置を講ずる際の資料を得るため、台地東側の水田地G区を約1m四方試掘してみたが、暗黒色の粘質土の堆積土が厚く、遺構面の存在は不明瞭であった。その堆積土中には須恵器、土師器の小破片が数片みられた。

### III 弥生時代の遺構

1967年度の発掘調査で、BB地区を中心に弥生時代の前期に属する約90近い袋状土壌を発見した。その後、これらのすぐ北側に接するBD地区で調査を進め、ここでも周辺部として当然いくつかの袋状土壌の存在を予想していたが、2~3の土壌を新たに確認したにすぎない。袋状土壌は限られた範囲内に密集して掘られたようである。その後の各地区にわたる発掘調査でも、弥生時代の前期の住居跡等の遺構や遺物については、全く資料は増えていない。

弥生時代中期の遺構のうち、67年度の調査においてAJ地区で検出した土器を廃棄したと考えられる土壌は、その後AK地区で3ヶ所、BD地区で3ヶ所、BF地区で3ヶ所(図版2)BG地区で1ヶ所確認した。それらの土壌中には、いずれも完形および復元可能な土器が多量に入っており、土器には壺・甕・蓋・高杯・器台・支脚等があり、どの土壌も中期中葉のものである。AK地区の土壌からは高さ32.5cmの瓢形土器(第5図・第6図)が出土している。

竪穴住居跡は、床面に遺物がないか、または所在だけを確認して未掘のものがあるため、いまのところすべてのものの時期を決めることはできないが、少なく



第5図 AK地区中期土壌出土土器



第6図 AK地区中期土壌出土土器

とも中期以降のものであることにはまちがいない。これまでの調査で、平面が円形のもの3ヶ、方形のもの15ヶで、DA地区で検出した円形プランのもの2ヶは、直径約12mの大きなものである(第11図)。中期に属する小児用合口甕棺は、BF地区で1基、DA地区で2基、DB地区で1基を発見した。



第7図 AO地区弥生時代後期の溝



第8図 BF地区I期以前の掘立柱建物

弥生時代後期で顕著な遺構は、造成地の南半を北東から南西に流れる溝で、AO地区とBC地区で、さらにその延長部分を確認し、これまでの全長は約150m近くにも達する。AO地区の溝中では後期の良好な土器を採集することが出来た(第7図)。先にも掲げた住居跡のうち方形プランを示すものの大半は、後期に属するものと考えられるが、BD地区の東端で発見した住居跡(図版2)は、竪穴住居跡内にベッドをもち、床面および埋土中から青色のガラス小玉30個余を採集した。BF地区では弥生時代以降の竪穴住居跡2ヶを確認したが、いずれも近世の東西溝で切断されているため規模は不明である。

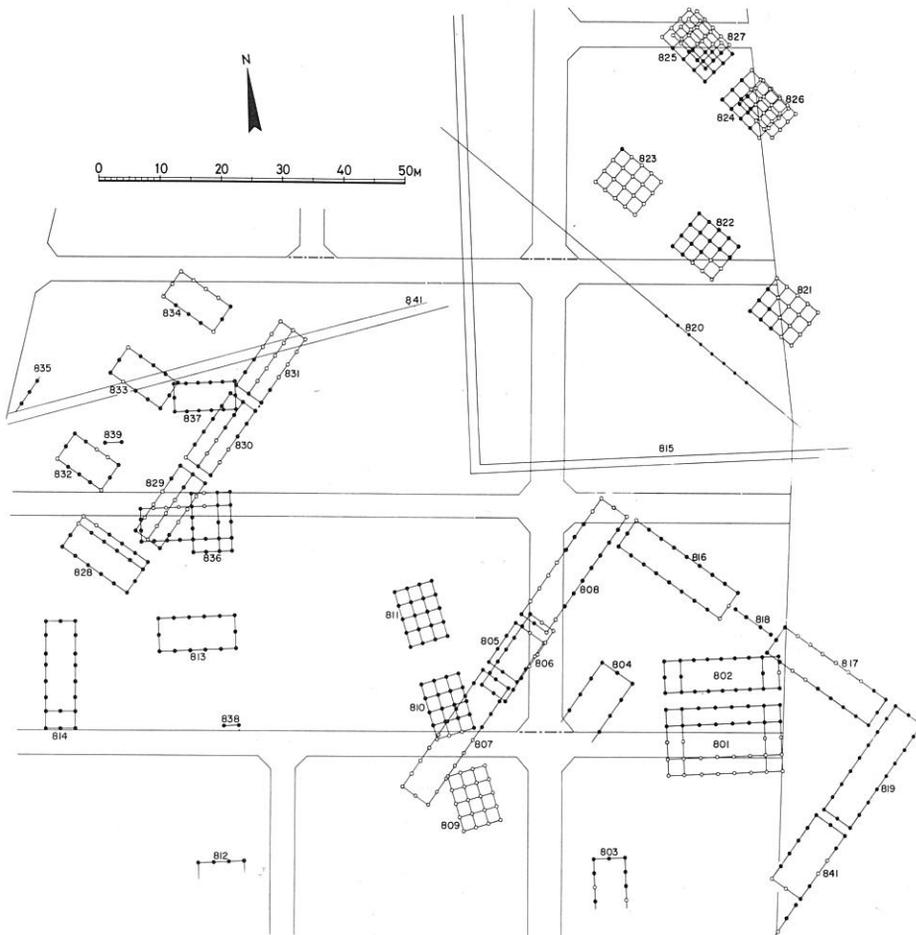
#### IV 掘立柱建物

掘立柱建物は、1967年度の発掘調査で、A区で2棟、BA・BB地区を中心に14棟、それにBF・BH地区に設けた東西トレンチにかかったもの約6棟の計約20棟を検出していたが、その後の調査によってほぼ倍に増えた。その後も瓦は出土しておらず、屋根はすべて草葺きであつたらしい。また建物に伴う土器等の遺物についても積極的な資料は得られず、これら掘立柱建物の所属する年代およびその性格については依然明らかでない。しかし、先の概報でものべたように、建物は柱通りの方向からI群・II群・III群という3つの大きなグループに分け得ることには、いまま変動はない。ただ先の段階では、柱穴の重複関係からI群はII群よりも古いものであるということは言えたが、I群とIII群との柱穴の重複関係、またII群とIII群との関係については、遺構上実証することはできなかった。しかしその後BD地区において、829建物と836建物との切り合い関係、BF地区において、830・831・833建物と837

建物との関係で、Ⅱ群はⅢ群よりも古い建物であることが判明した。そこで現時点ではⅠ・Ⅱ・Ⅲ群は、柱通りの方向の違いという点と、一方ではそれらが時間的な先後関係にあるものと理解して、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と呼び変えることとする。すなわちⅠ期は、柱通りが磁北より約10度西に振れた建物であり、Ⅱ期は柱通りが北東-南西の方向をさす建物であり、Ⅲ期は柱通りが真北に近い方向をさす建物である。これまでのところ、Ⅰ期にぞくするものとして建物3棟と溝1条、Ⅱ期は建物25棟と柵1条Ⅲ期は建物8棟と溝1条を確認している。なかでもⅡ期については極めて計画的に造営されており、さらに重複すると考えられる建物もあって、Ⅱ期の中でも旧新の関係があるものがある。

68年夏の調査の新しい知見として、BF地区においてⅠ期以前の建物の存在することを確かめた。それはⅠ期にぞくすると考えられる840溝に重複した2棟の建物で、遺構の切り合い関係から840溝よりも古いものである。2間(4.5m)×2間(4.2m)の建物と、3間(4.5m)×2間(4.2m)の建物で、面積としては同一であり、約3mの間隔をおき、柱通りをそろえて建っている(第8図)。これと構造的に類似するものとして、BD地区の西南方においても3間(5.0m)×2間(4.0m)の建物がある。これらの3棟は、いずれも柱穴の規模が同じであることや、束柱穴をもち、面積が20㎡ほどのものであることなどの点で、Ⅰ期以前の同一時期の、床張りの倉庫と考えられる。

以下、これまでの調査で明らかになった各建物について、順をおってその概略を述べておきたい。



第9図 掘立柱建物配置図

## I 期

**809・810・811建物** 1967年度の調査で確認したものである。809建物は置土を排土してその存在を知った。各建物とも4間(9.2m)×3間(6.3m)の同規模・構造で、屋根は寄棟であったと考えられる。各棟の間隔は6.1mで、その側柱通りが一直線にそろう。縦横に東柱を配列していることから高床の建物で、おそらく倉として使ったものであろう。柱穴はいずれも一辺1mを越す方形または長方形で、深さはもと1.5mはあったと推定できる。柱痕跡は径0.5mあり、柱の太さもそれに近い径であったらしい。

**840溝** (図版7) 素掘りの溝で、現在約70mを確認している。上面の幅約1mで、深さは未掘のため明らかでない。833建物との重複関係で、II期以前であり、809～811建物とほぼ直角の方向を示すことからI期に属するものと考えられる。

## II 期

**804建物** 3間(柱間寸法3.2m)以上×2間(5.9m)で、柱穴は方1.0m、深さはもと約1.2mである。

**805建物** 3間(7.8m)×2間(5.4m)で、上部が削られたためか柱穴が極めて小さい。この建物はこれまで北東にのびて808建物と重複すると考えていたが、3間以上延びないことを確かめたため、その両端に1.6mの間隔を置いて807・808建物の中央に位置し、同時存在と考え、渡り廊のような役を果たしていたものと考えられる。

**806建物** 6間(13.7m)×2間(4.7m)で、北東妻柱は確認していないがこれ以上のびないと思われる。柱穴は方約1m、柱痕跡は径0.3mである。

**807・808建物** (図版5) 9間(23.4m)×2間(5.2m)で、従来両建物とも桁行6間に復原していたが、68年度の調査においてAL地区の置土を部分的に除いて、807建物の南西妻柱通りの位置を確めた結果、桁行9間の建物であることが判明した。また道路を部分的に掘ることによって808建物の両妻柱の位置を確め、いずれも桁行9間の同規模の建物であることが判明した。

**816建物** (図版5) 8間(20.0m)×2間(5.2m)で、808建物の北端から1.8mにおいて、直角に東南方向へのびる建物である。808建物と桁行・梁間とも柱間寸法が同じで、柱穴も似ている。

**817建物** 816建物と同規模の建物で、その両側柱通りが一直線にそろう。

**818建物** 3間(7.1m)からなり、両端の柱間2.1m、中央柱間2.9mで、816建物と817建物の中間に位置し、門として利用したものであろう。両建物との間隔は1.2mである。

**819建物** (図版5) 8間(20.8m)×2間(5.2m)で、817建物の東端から1.8mにおいて直角に南西方向へのびる建物で、818建物の門を中央に置き、808建物とちょうど対称の位置にあたるものであるが、桁行が、808建物よりも1間少ない。

**820柵** (図版4) 柱間2.4mの柵で、調査区域内で7分間検出した。この柵の方向は、以上の建物の方向と平行せず、約4度振れている。この柵は、官衙群と、821～827の倉庫と考えられる一群を仕切るためのものであるらしい。各柱間には径約10cm前後の小穴が連続している。壺掘りした箇所も含めると、全長60m余を確認している。

**821・822・823建物** (図版 ) いずれも4間(8.4m)×3間(6.9m)の同規模の建物と考えられ、縦横に東柱を配列している。820柵と平行し、821・822建物の間隔は8.0mである。柱穴はいずれも大きく、方約1.4m深さ約1.3mである。この2棟の建物は火災によって焼失したらしく、炭化した柱根が各柱穴の上部に残存している(第10図)。柱材はイスノキであるという。柱根の深部は腐植し、そこへ上部か

ら多量の炭化米を含んだ土が流入していた。このことから穀倉であったに違いない。しかし付近の遺構面には灰や焼土の痕跡はなく、遺構面が若干削られたためか、または焼失後かたづけられたものらしい。823建物は西北隅柱の位置を壺掘りによって確認し、同間隔で建物の存在することを知った。

**824建物** (図版3) 3間以上(柱間寸法2.2m)×2間以上(柱間寸法2.3m)で、820柵および821~823建物とは平行せず、約6度振れている。縦横に束柱を配列しており、これも4間×3間の倉であったろう。建物の南西隅には、柱通りより約1m離れて幅約1.2m深さ約0.2mの素掘りの溝がめぐっており、雨落ちの溝と考えられる。この建物も火災にあったらしく、柱穴内には炭化米が入っており、前述の溝や建物一面におびただしい量の炭化米が散布していた。



第10図 821建物炭化柱根

**825建物** (図版3) 3間以上(柱間寸法2.5m)×3間以上(柱間寸法2.0m)で、824建物と西南側柱通りが一直線にそろう。縦横に束柱を配列しており、これも4間×3間の倉のようで、824建物と同じく焼失している。その建物間の距離は4.1mである。

**826・827建物** この2棟は建物の全容が確認されていないが、桁行・梁行とも同寸法であり、床束があることから同じ4間(7.6m)×3間(5.7m)の規模の倉と考えられ、柱穴の重複関係から、824・825建物以前の倉で、ともに焼けた痕跡はない。建物間の距離は8.0mである。

**828建物** 5間(13.0m)×2間(4.4m)の身舎の北東に、柱間1.5mの廂がつく。この建物の南西側柱通りと、807建物の南妻柱通りが一直線上に計画されている。

**829・830・831建物** (図版4) 831建物については北妻柱の位置を確かめてはいないが、3棟とも5間(13.0m)×2間(5.0m)で、中央に束柱列を有していることから床張りの建物である。各建物間の距離は1.6m、柱穴は方約1mでととのっている。

**832建物** 4間(8.8m)×2間(5.0m)である。

**833・834建物** 834建物は西妻柱を確認していないが、ともに4間(10.0m)×2間(5.0m)と考えられ、妻柱通りがともに一直線上にある。

**835建物** B F地区の西端で3個の柱穴(柱間寸法2.2m)を確認したが、建物の規模および棟方向は、いまのところ不明である。

**841建物** 5間(12.5m)×2間(5.8m)で、819建物との間隔は1.4mである。西妻柱は確認していない。

### III 期

**801建物** 東西棟7間(18.7m)×1間(2.7m)以上の建物で、柱間寸法が桁行・梁行ともに2.7m等間である。1968年度春の調査で、A K地区の全面調査をおこない、この建物の南半の確認を目的としたが、旧地表面の削平が著しく、その規模を知ることはできなかった。身舎の南北両面または四面に廂をもつ規模の大きい建物と考えられる。

**802建物** 東西棟6間(13.4m)×2間(5.2m)の建物で、身舎の東西両面に2.7mの廂をつけている。801建物と平行して建ち、その間隔は2.7mである。

803建物 南北棟3間(柱間寸法2.25m)以上×2間(5.2m)で、南部分はすでに削りとられてしまっているため桁行全長は不明である。801・802両建物の中軸線に対し、803建物を東へ折り返した位置にそれと同規模のものを配置していた可能性を考え、東側D区の一部にトレンチを入れたが、推定位置には確認できなかった。

812建物 4個所の柱列だけの存在であるが、南北棟建物の南の大部分が削り取られてしまい、北妻の3間(7.7m)のみ残ったものと考えられる。

813建物 東西棟5間(12.8m)×2間(5.4m)である。

814建物 南北棟6間(14.5m)×2間(4.8m)の身舎南妻に1間(2.7m)の廂をとりつけている。

815溝(図版7) BF地区で直角に曲る素掘りの溝で、これまでの調査で、東西110m、南北110mを数え、東端は台地の端まで行きつくものと思われる。溝の幅は上面で1m~1.5m、深さは0.6m~1.3mで、断面は、おおむねU字形を呈している。溝の底面は必ずしも一方向へ傾斜しているわけではなく、溝中の埋土を観察するかぎり、水が流れた痕跡はなく、掘削後かなり早い時期に埋ったと考えられる。いまのところどういう性格をもつものか明らかでない。

836建物(図版6) 東西棟6間(12.6m)×3間(5.4m)の身舎で、東妻は2間としている。東から2間目を間仕切りし、その南・東・北の三面に2.1mの廂をつけている。西妻および、間仕切りを3間としたのは、戸口のためだろうか。

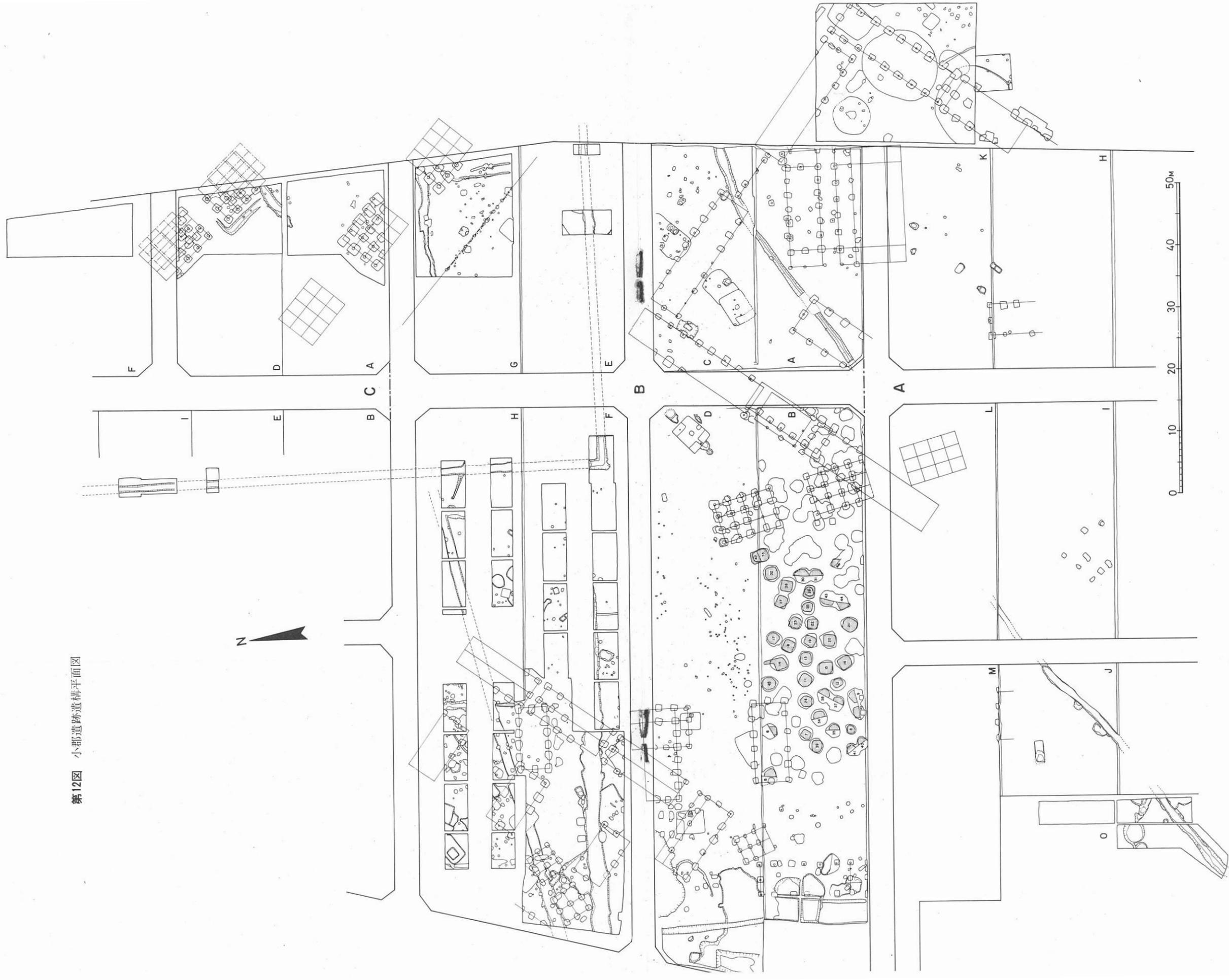
837建物(図版6) 東西棟5間(10.0m)×2間(4.4m)で、柱穴はすべて約1m×1.5mの長方形で、規模が大きい。

838・839建物 いずれも柱間1間のみで、838建物は2.4m、839建物は2.8mである。その用途については不明である。



第11図 DA地区より南を望む

第12图 小郡遗迹遗址平面图



## V む す び

小郡遺跡を特徴づける掘立柱建物は、これまでの調査を通じて40棟もの数に達した。しかしこれらの建物の性格については、いまなお不明であるが、計画的な設計のもとに造営されていること、また律令時代の税穂を貯え置く「正倉」とみられる建物も数棟あること、遺物の点で陶硯が出土している等の状況判断から、恐らく郡衙遺跡としてほぼ間違いないであろう。

これらの建物の所属する年代は、1967年度の調査の際の見通しとして、7世紀の末には一部の建物が既に建っていたと考え、その多くは8世紀のものとするに至ったが、この考えは現時点でも変わりはない。なおⅠ期以前に比定した3棟の倉は、小郡遺跡で採集した歴史時代の土器として、最も逆り得る7世紀中葉の段階に属するものである可能性があり、郡衙設置以前の建物と考えられる。

Ⅰ期からⅢ期を通じてみた場合、それぞれの時期で、建物の方向が著しく異っているのは、何によるのか全く理解に苦しむが、そのうちⅡ期は、建物の棟数の点でも、またその造営の計画性からみても、最もよくととのっているものである。いまのところ三群に建物を配置し、うち1ヶ所は、正倉のみを配列させ、柵で他と仕切っている。

郡衙を構成していた建物や施設等については、文献上明らかでないが、11世紀前半の史料として、九條家本延喜式卷三十八の裏文書に、上野国交替使実録帳の郡衙に関する部分がある。これをみると、郡衙は大きくわけて郡庁館、厨家、正倉からなっており、郡庁には、公的な事務所を取り扱う庁屋や公文屋、館には宿屋・向屋・副屋・厩、厨家には酒屋・備屋・竈屋・納屋等がある。小郡遺跡でも、820柵の西南方に位置する官衙群は、このような性格のものであろう。しかし、中心的な建物についてはまだよくわかっていない。

小郡遺跡の倉庫跡は、Ⅰ期以前のものも含めると、これまでに13棟確認されている。

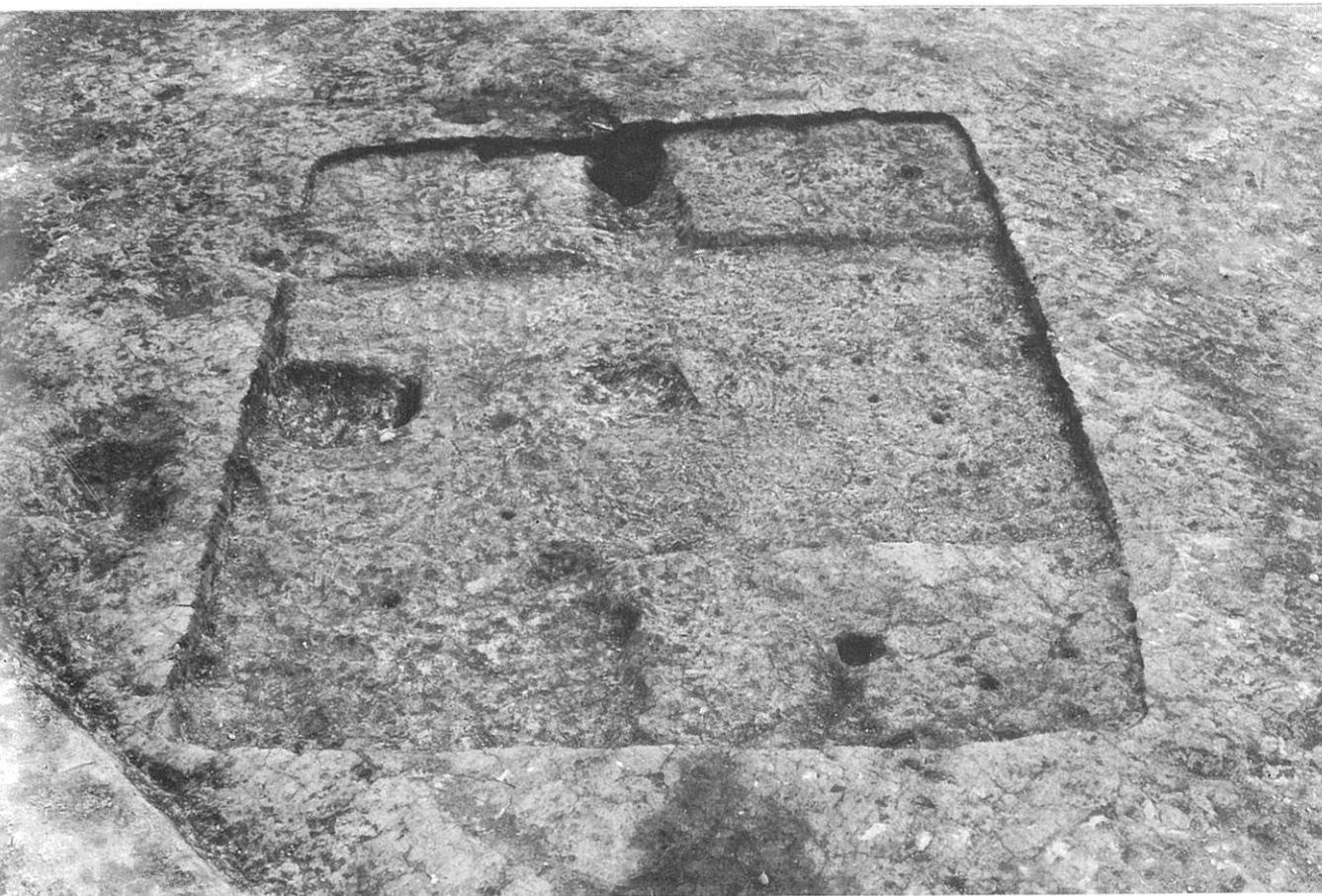
いまこの倉について少しみてみよう。古代における正倉の大きさについては、正税帳のうち実際に建物の規模を明記した和泉監正税帳や伊予国正税帳、それに時代の若干下る越中国交替帳でみると、3坪から42坪(法倉)にかけてあり、最も多いのは8坪前後のものである。当遺跡の正倉はⅠ期以前のもものは6坪余、Ⅱ期で焼失以前のもものは13坪、その他のものは18~19坪で、正税帳でみる限りでは大きい方にぞくする。その高さについてみてみると、正税帳等で18~19坪の面積規模を有する正倉の高さ(委高-容量の高さ)を調べると、1丈5尺~1丈6尺前後のもので、当遺跡の焼けた正倉もほぼそれくらいの高さであったと推察できる。種類別にみると、3~6坪の倉の半数以上は丸木倉であり、9坪を越える倉はすべて板倉か甲倉のいずれかであることから、当遺跡の倉も、Ⅰ期以前の3棟は丸木倉の可能性が強く、その他のものは板倉か甲倉であったと考えられる。68年の調査で、火災にあった数棟を検出し、周囲から多量の炭化米を採集した。これはまさしく「正倉」が火災にあったものであり、互に接近して建てられていたため延焼したものであろう。なお付近から採集した炭化米は粳穀又は穎稻のいずれかであろう。

史をみると正倉火災の記事は、神護景雲以降、宝亀・延暦年代を頂点として、特に東国で頻々とみられ、その火災の原因は一般に「神火」と呼ばれ、郡司等の顧穀の不正をかくす為の放火とされている。小郡遺跡の場合、郡衙の消長およびこの地方の史的事実といかに結びついているのであろうか。

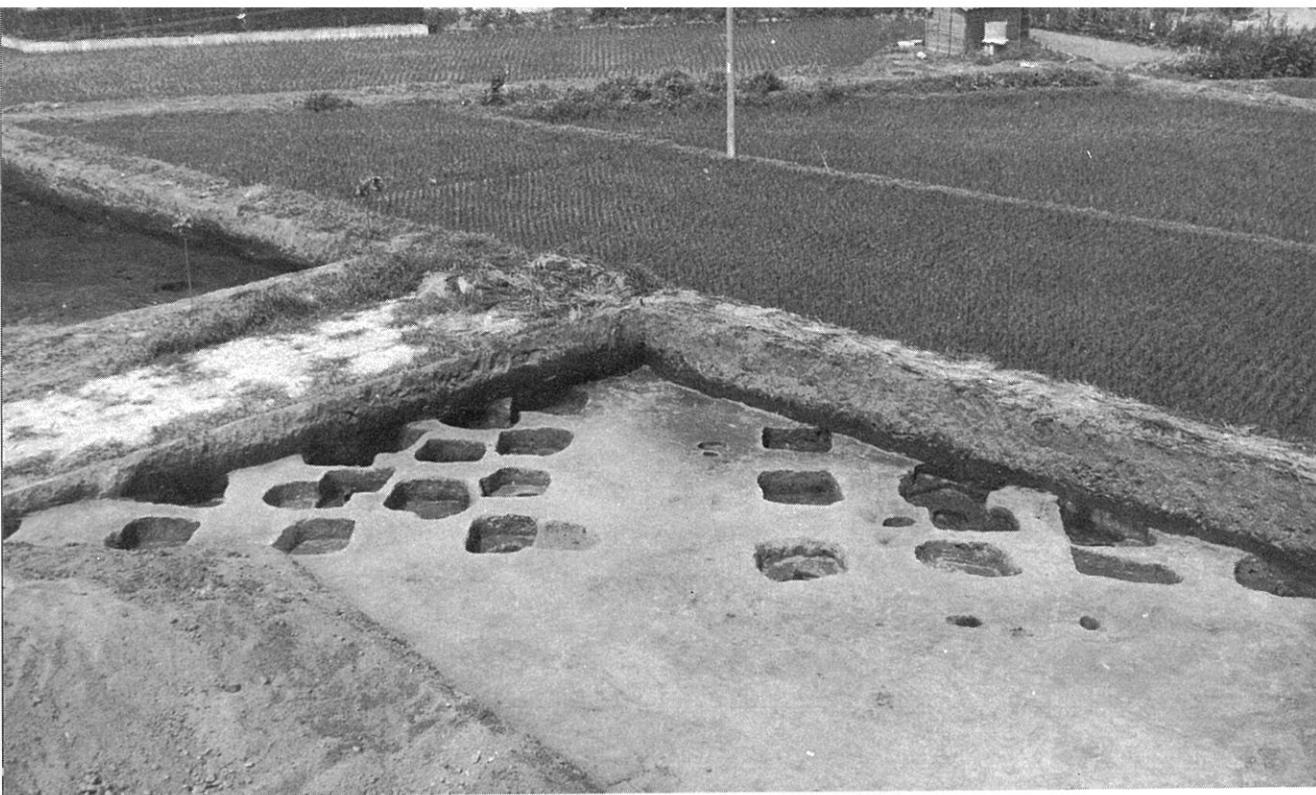




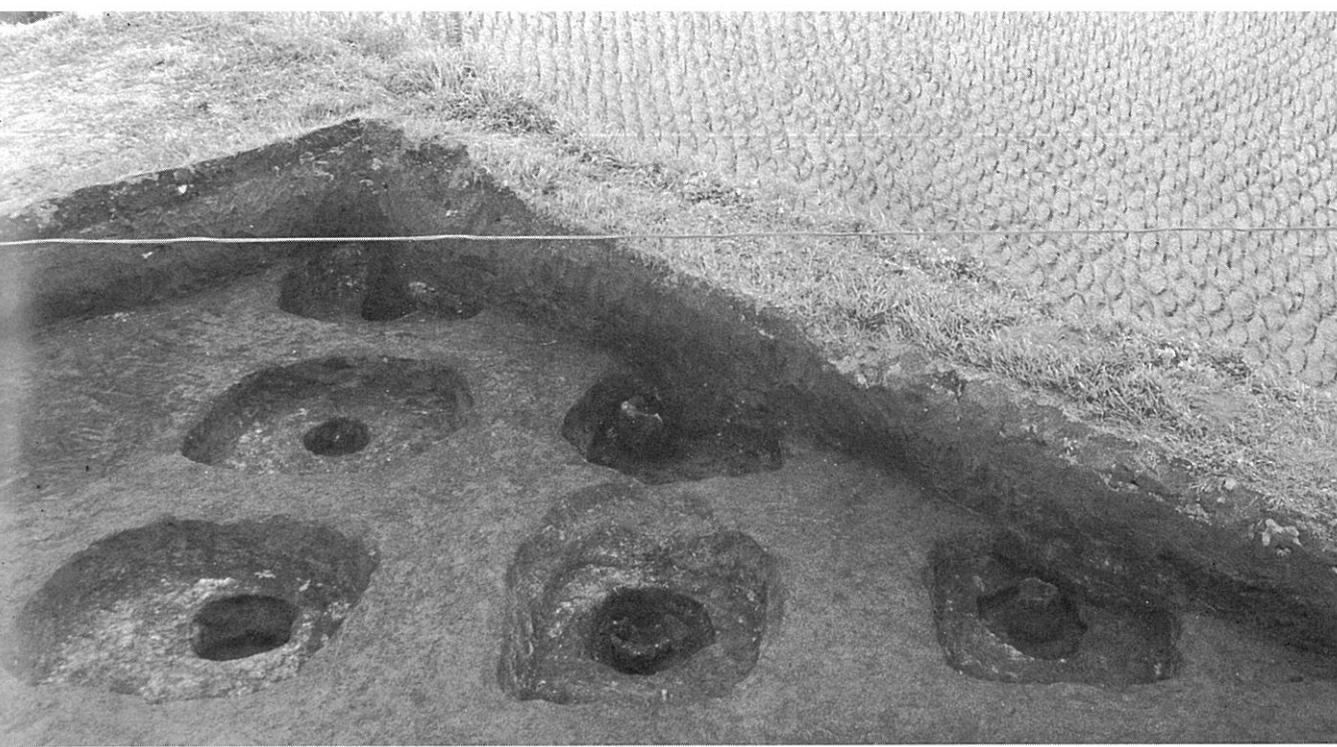
図版 1 上 小郡遺跡全景(北上空から) 下 遺跡より南東を望む



图版 2 上 BF地区土壙土器出土状况 下 AD地区弥生时代后期住居迹



図版 3 上 824・825・826・827建物 下 821・822建物



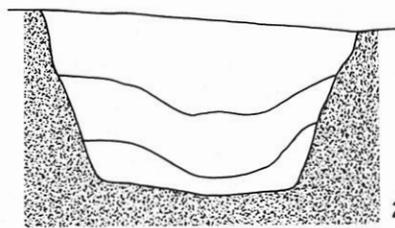
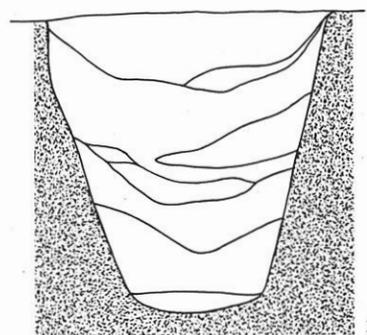
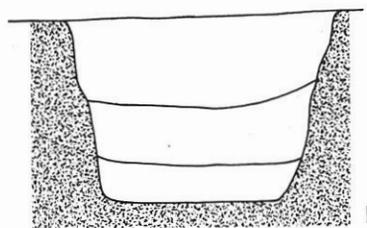
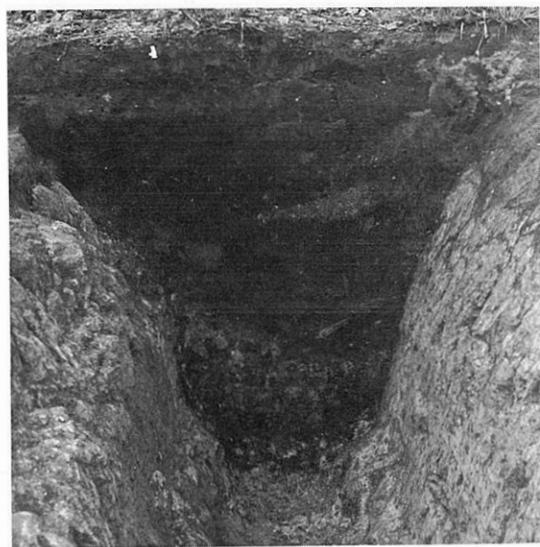
图版 4 上 821 建物 下左 820 柵 下右 829 · 830 · 831 建物



图版 5 上左 816建物 上右 808建物 下 819建物



图版 6 上 836建物 下 837建物



图版 7 上 BF地区815沟角 下 BF地区815沟断面

福岡県文化財調査報告書

第 49 集

昭和46年 4 月31日

発行所 福岡県教育委員会  
福岡市西中洲

印刷所 福岡印刷株式会社  
福岡市舞鶴1丁目2-5

「小郡遺跡」 正誤表

	誤	正
P. 7 7行目	840潯 (図版7)	840潯
P. 7 22行目	北端からL.8m.において	北端からL.8m.おいて
P. 7 34行目	821、822、823建物 (図版 <sup>o</sup> )	821、822、823建物 (図版3、4)
P. 12 8行目	最も遠り得る	最も遠り得る
P. 12 34行目	郡司等の蔵の不正	郡司等の貯蔵の不正
図版 7	下B.F.地.815沼断面	下B.F.地区815沼断面 L. B.H.地区断面図 2. B.F.地区東側断面図 3. B.E.地区断面図
奥付け	昭和46年4月31日	昭和46年3月31日